3　(1)　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正にかつ専ら日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意する表に掲げる生産物並びにそれに付随する役務を購入するために使用される。ただし、当該生産物は、調達適格国において生産されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される。

4　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、この了解の効力の生ずる日の後十四日以内に日本国にある銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後七日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、5に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、3(1)に規定する生産物及び役務の購入に必要な支払を行うこと並びに日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

5　日本国政府は、4(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千十三年三月三十一日までの期間に、2に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長することができる。

6　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　贈与及びその利子が、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長されない限り、贈与が実施された日から十二箇月以内に生産物及び役務の調達に使用するために勘定から完全に払い出されることを確保すること並びにそれ以降の勘定内の残余金を日本国政府に返済すること。

(b)　3(1)に規定する生産物及び役務の購入に関連してパレスチナ自治区において課されることがある関税、域内税及びその他の財政課徴金が贈与によって負担されないことを確保すること。

(c)　贈与及びその利子がパレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進のために適正にかつ効果的に使用されることを確保すること。

(d)　贈与及びその利子が4(2)の規定に従って完全に払い出された場合、使用期間が(a)の規定に従って満了した場合又は日本国政府から要請があった場合には、日本国政府に対し、勘定に関する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、その取引について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　贈与の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、贈与に関する必要な情報を提供する。

(3)　贈与及びその利子に基づいて購入される生産物は、パレスチナ自治区から再輸出されてはならない。

7　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、アラブ銀行又は日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で開設される勘定に、3(1)に規定する生産物の販売及び賃貸から得られる全ての収益をイスラエルの通貨で積み立てることを確保する。積み立てられる収益の金額は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、3(1)に規定する生産物の購入に関連して行われる日本円による払込額の半額以上とする。積立ては、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、この了解が効力を生じた日から三年以内に行われる。

(2)　このようにして積み立てられた資金は、パレスチナ自治区の経済社会開発目的のために利用される。

(3)　日本国政府及びＰＬＯの関係当局は、積み立てられた資金の利用の詳細につきその利用に先立って相互に協議する。

(4)　パレスチナ自治政府行政機関は、積み立てられた資金が(2)及び(3)の規定に従って完全に使用された場合には、日本国政府に対し、その使途について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を、遅滞なく行う。

8　この了解の実施に関する手続細目は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の協議により合意される。

9　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

10　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をＰＬＯに代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年七月二十九日にラマッラで

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　橋本尚文

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府のために

サラーム・ファイヤード閣下

○農林水産省告示第二千二十三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第六項及び第十項の規定に基づき、昭和三十八年二月十四日農林省告示第百五十号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　羽田雄一郎

北海道の部東浦の項漁港の区域の欄を次のように改める。

次のア点からオ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア点　北緯四十五度二十五分四十五秒六三八七　東経百四十二度〇二分〇五秒八五一四

イ点　北緯四十五度二十五分四十八秒五六一二　東経百四十二度〇二分二十二秒三一三一

ウ点　北緯四十五度二十五分十二秒九五八一　東経百四十二度〇二分四十六秒二五八四

エ点　北緯四十五度二十五分十二秒九〇四三　東経百四十二度〇二分十八秒九七三六

オ点　北緯四十五度二十五分〇五秒九九二八　東経百四十二度〇二分〇一秒七三四八

水域の欄に規定するエ点及びオ点並びに次のカ点からケ点までを順次結んだ線、次のケ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を結んだ線並びに水際線により囲まれた地域

カ点　北緯四十五度二十五分十秒四五七三　東経百四十二度〇一分五十八秒一二五六

キ点　北緯四十五度二十五分〇九秒三二六一　東経百四十二度〇一分五十五秒三〇四三

ク点　北緯四十五度二十五分十五秒七四四六　東経百四十二度〇一分五十秒一一五〇

ケ点　北緯四十五度二十五分三十二秒四二七八　東経百四十二度〇一分五十秒〇五〇四

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をＰＬＯに代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年七月二十九日にラマッラで

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府

のために

サラーム・ファイヤード

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　橋本尚文殿